

週刊WEB

企業経営 マガジン

2017
523
4/18

ネット
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2017年4月14日号

人手不足はどこまで深刻なのか

経済・金融フラッシュ 2017年4月11日号

景気ウォッチャー調査(2017年3月)

～停滞感強まり、人手不足、仕入れ価格の上昇は
先行きの不安材料に～

経営
TOPICS

統計調査資料
機械受注統計調査報告 (平成29年2月実績)

経営情報
レポート

ビジネスにおけるルールが変わる！
企業活動に影響を及ぼす民法改正

経営
データ
ベース

ジャンル:企業運営 サブジャンル:日本版SOX法
内部統制の定義
内部統制が定める文書化方法

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

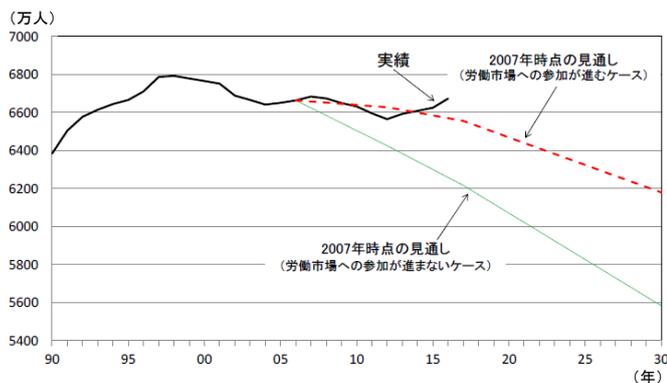
発行:税理士法人日下事務所

人手不足はどこまで深刻なのか

ニッセイ基礎研究所

1 失業率が約22年ぶりの2%台まで低下するなど雇用関連指標は大幅な改善が続いており、企業の人手不足感もバブル期並みの高さとなっている。こうした中、人手不足が経済成長の制約要因になるとの見方が増えている。

労働力人口は10年前の見通しを大きく上回る



(注) 2007年時点の見通しは雇用政策研究会の報告書(2007年12月公表)による。雇用政策研究会の見通しは2017年、2030年のみ示されているため、その間の年は線形補完した。

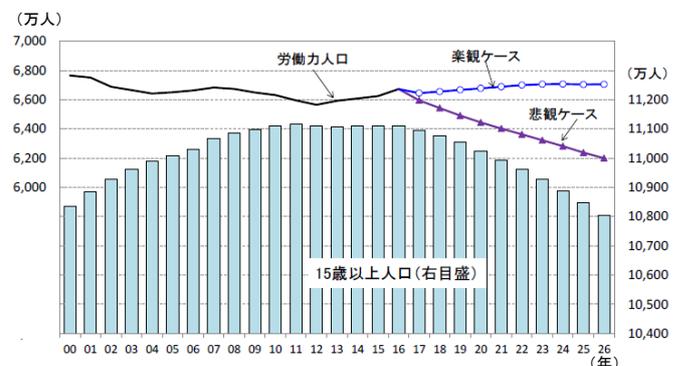
2 足もとの人手不足は労働需要の強さが主因であり労働供給力は低下していない。10年前(2007年)の雇用政策研究会の報告書では、2017年の労働力人口は、労働市場への参加が進まないケースでは2006年と比べ440万人の大幅減少、労働市場への参加が進むケースでも101万人の減少が見込まれていた。実際の労働力人口は、女性、高齢者の労働参加拡大が予想以上に進んだことから、10年間(2007~2016年)で9万人増加した。

3 就業を希望しているが求職活動を行っていないため非労働力人口とされている潜在的な労働力は380万人(2016年)い

る。人口の減少ペースは今後加速するが、労働力率を潜在的な労働力率まで引き上げることができれば、今後10年間は現状程度の労働力人口の水準を維持することが可能だ。

4 人手不足の一因は、雇用の非正規化などで一人当たりの労働時間が減少し、労働投入量が伸び悩んでいることだ。不本意型の非正規労働者の正規労働者への転換、追加就業を希望する非正規労働者の労働時間増加も人手不足への対応として有効だろう。

労働力人口の先行き試算



(注) 悲観ケース：男女別、年齢階級別の労働力率が2016年から2026年まで一定(年)
楽観ケース：2016年時点の男女別・年齢階級別の潜在的労働力率が2026年までに実現

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2017年推計)」、総務省統計局「労働力調査」

5 潜在的な労働力の活用によって当面は労働供給力の急低下は避けられる。人手不足による経済成長への悪影響を過度に悲観する必要はない。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

景気ウォッチャー調査(2017年3月) ～停滞感強まり、人手不足、仕入れ価格の上昇は 先行きの不安材料に～

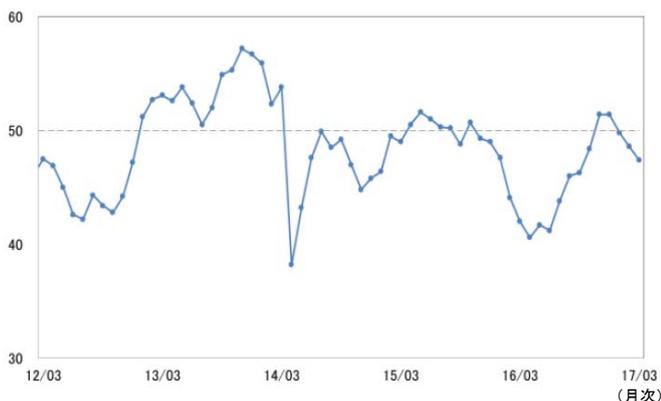
ニッセイ基礎研究所

1 景気の現状判断 DI(季節調整値) :3ヵ月連続の悪化

4月10日に内閣府から公表された17年3月の景気ウォッチャー調査によると、景気の現状判断DI(季節調整値)は47.4と前月から▲1.2ポイント悪化し、3ヵ月連続で悪化した。景況感は昨年夏場以降緩やかな回復を続けていたが、2017年に入り、停滞感を強めている。内閣府は、基調判断を「持ち直しが続いているものの、引き続き一服感がみられる」に据え置いた。

今回の調査では、家計動向関連は、引き続きインバウンド需要が好調だが、飲食関連や住宅関連の業種で消費に慎重な姿勢がみられ、景況感を押し下げた。新型車投入の効果から乗用車・自動車備品販売店の景況感は高水準を維持しているものの、円安・株高の流れが年初から一服していることを受けて消費意欲が低下している可能性がある。企業部門においては、仕入れ価格の上昇による採算悪化や人手不足感の高まりが景況感を押し下げた。

景気の現状判断 DI (季節調整値)

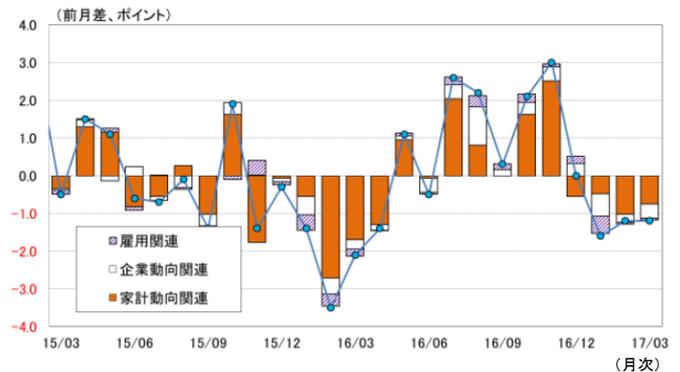


(資料) とともに内閣府「景気ウォッチャー調査」

2 インバウンドは好調も、国内客の消費は冴えない

現状判断DI(季節調整値)の内訳をみると、家計動向関連(前月差▲1.1ポイント)、企業動向関連(同▲1.7ポイント)、雇用関連(同▲0.5ポイント)のいずれも前月から悪化した。家計動向関連では、サービス関連(前月差0.0ポイント)は横ばいとなったが、住宅関連(同▲4.8ポイント)、飲食関連(同▲3.2ポイント)、小売関連(同▲1.0ポイント)が全体を押し下げた。

現状判断 DI (季節調整値)の変動要因



(注) 分野別DIの前月差に各ウェイトを乗じて算出

3 景気の先行き判断DI(季節調整値) :2ヵ月ぶりに悪化

先行き判断DI(季節調整値)は48.1(前月差▲2.5ポイント)と2ヵ月ぶりに悪化し、節目の50を2ヵ月ぶりに下回った。先行きの景況感は2017年に入り一進一退の動きが続いている。先行き判断DIの内訳をみると、家計動向関連(前月差▲2.6ポイント)、企業動向関連(同▲1.7ポイント)、雇用関連(同▲4.0ポイント)のいずれも悪化した。

経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

経営 TOPICS
「統計調査資料」
抜粋

機械受注統計調査報告

(平成29年2月実績)

内閣府 2017年4月12日公表

調査の概要

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

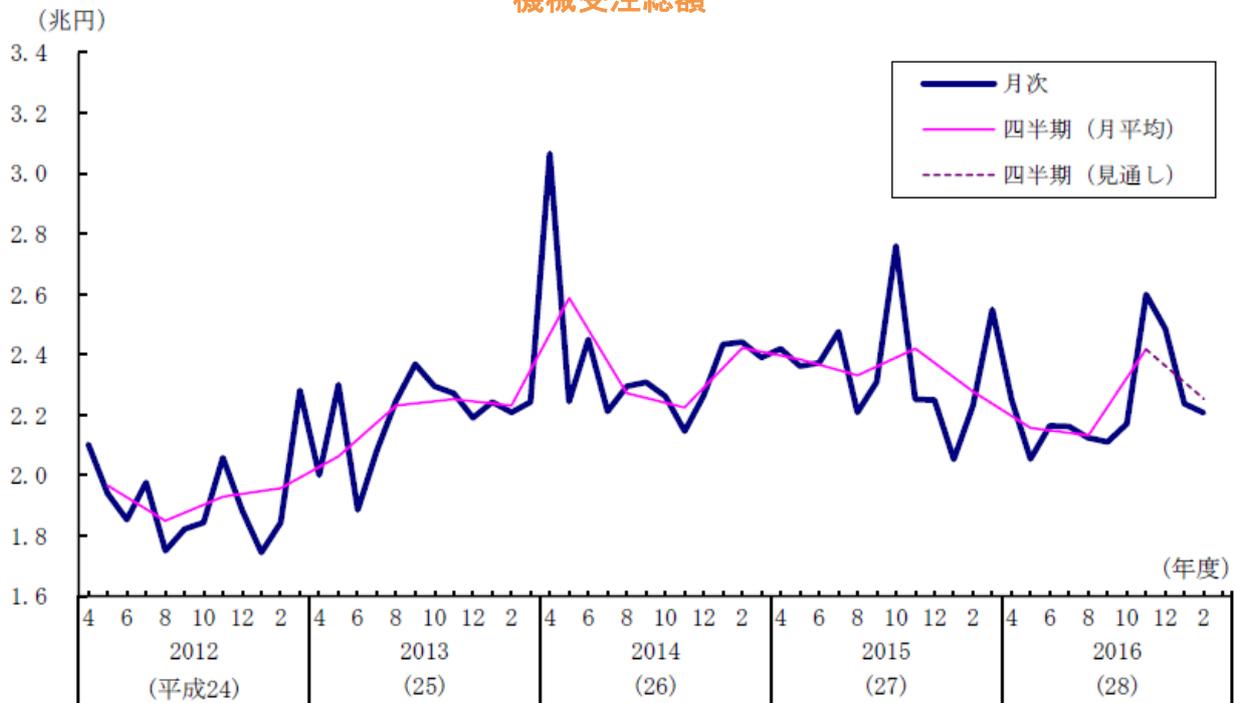
1987（昭和62）年4月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

2011（平成23）年4月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年1月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。

平成29年2月の機械受注実績

機械受注は、持ち直しの動きに足踏みがみられる

機械受注総額



- (備考) 1. 四半期（月平均）は季節調整済みの月平均値を期央月の位置に表示（例えば7～9月の月平均値は8月の位置に表示）。
2. 「2017年1～3月（見通し）」の計数は、「見通し調査（2016年12月末時点）」の季節調整値を3で割った数値。
3. 2017年1月調査（同年3月13日公表）において、季節調整系列の遡及改訂を行ったため、それに伴い「2017年1～3月見通し」（同年2月9日公表）も改訂されている。

2017(平成29)年2月の機械受注動向

1 需要者別受注動向(季節調整値)

最近の機械受注の動向を前月比でみると、受注総額は、1月 10.0%減の後、2月は 1.3%減となった。

需要者別にみると、民需は、1月 23.2%減の後、2月は 13.4%増となった。このうち、民間設備投資の先行指標である「船舶・電力を除く民需」は、1月 3.2%減の後、2月は 1.5%増となった。内訳をみると製造業が 6.0%増、非製造業(船舶・電力を除く)が 1.8%増であった。

一方、官公需は、1月 20.4%増の後、2月は国家公務、地方公務等のすべてで減少したことから、35.4%減となった。

また、外需は、1月 3.2%増の後、2月は産業機械、航空機等で増加したものの、原動機、電子・通信機械等で減少したことから、1.1%減となった。

なお、最終需要者が不明である代理店経由の受注は、1月 10.4%減の後、2月は重電機、鉄道車両等で減少したものの、産業機械、道路車両等で増加したことから、18.9%増となった。

対前月(期)比

(単位:%)

| 期・月 需要者 | 2016年 (平成28年) | | | | 2017年 (平成29年) | | 2016年 (平成28年) | | 2017年 (平成29年) | |
|-------------|------------------|------------|------------|--------------|------------------|-----------|------------------|----------|------------------|--|
| | 1-3月 実績 | 4-6月 実績 | 7-9月 実績 | 10-12月 実績 | 1-3月 見通し | 11月 実績 | 12月 実績 | 1月 実績 | 2月 実績 | |
| 受注総額 | △5.9 | △5.3 | △1.1 | 13.4 | △6.8 | 19.8 | △4.4 | △10.0 | △1.3 | |
| 民需 | 6.2 | △11.5 | 2.5 | 10.9 | 0.5 | 8.1 | 6.6 | △23.2 | 13.4 | |
| 〃(船舶・電力を除く) | 4.2 | △6.4 | 5.5 | 0.3 | 1.5 | △2.8 | 2.1 | △3.2 | 1.5 | |
| 製造業 | 7.7 | △8.5 | 1.9 | 2.7 | 9.7 | 8.1 | 0.8 | △10.8 | 6.0 | |
| 非製造業(除船・電) | 2.7 | △3.5 | 6.2 | △1.0 | △3.3 | △5.6 | 2.1 | 0.7 | 1.8 | |
| 官公需 | 29.6 | △12.8 | 8.3 | 13.5 | 2.9 | 13.9 | △2.9 | 20.4 | △35.4 | |
| 外需 | △23.2 | 6.7 | △8.6 | 15.5 | △16.0 | 16.3 | △12.1 | 3.2 | △1.1 | |
| 代理店 | 5.2 | △6.8 | 7.5 | △0.1 | △2.0 | 5.3 | 1.2 | △10.4 | 18.9 | |

- (備考) 1. 季節調整値による。季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
 2. △印は減少を示す。
 3. 見通しは 2016年12月末時点の調査。
 4. 2017年1月調査(同年3月13日公表)において、季節調整系列の遡及改訂を行ったため、それに伴い「2017年1~3月見通し」(同年2月9日公表)も改訂されている。

2 民需の業種別受注動向(季節調整値)

製造業からの受注を前月比でみると、合計では、1月10.8%減の後、2月は6.0%増となった。2月の受注を業種別にみると、前月比で増加したのは17業種中、パルプ・紙・紙加工品(533.9%増)、食品製造業(76.6%増)等の8業種で、造船業(41.3%減)、石油製品・石炭製品(35.9%減)等の9業種は減少となった。

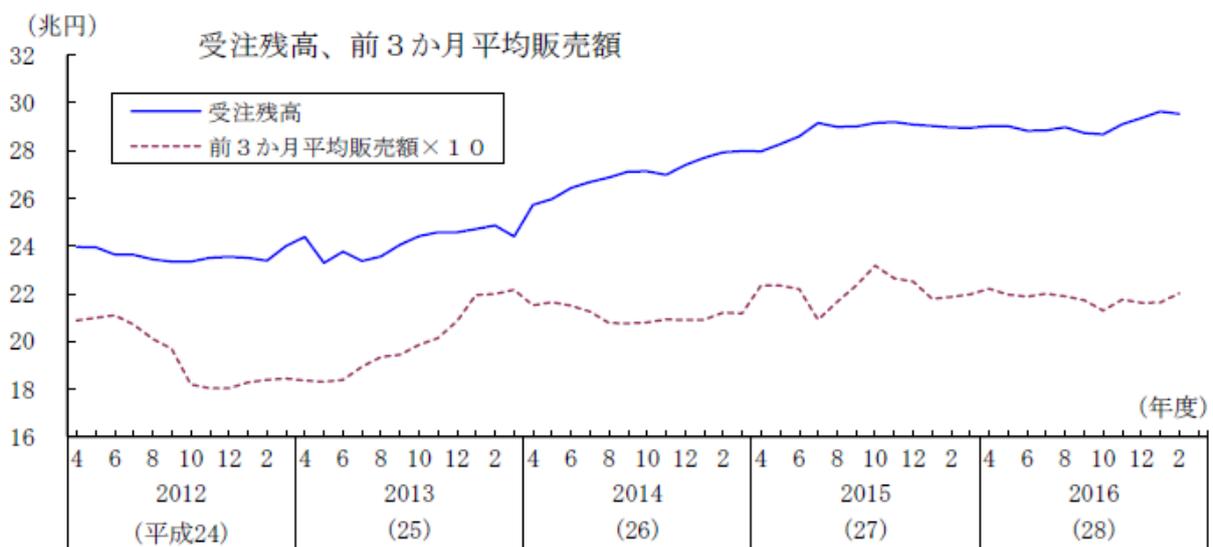
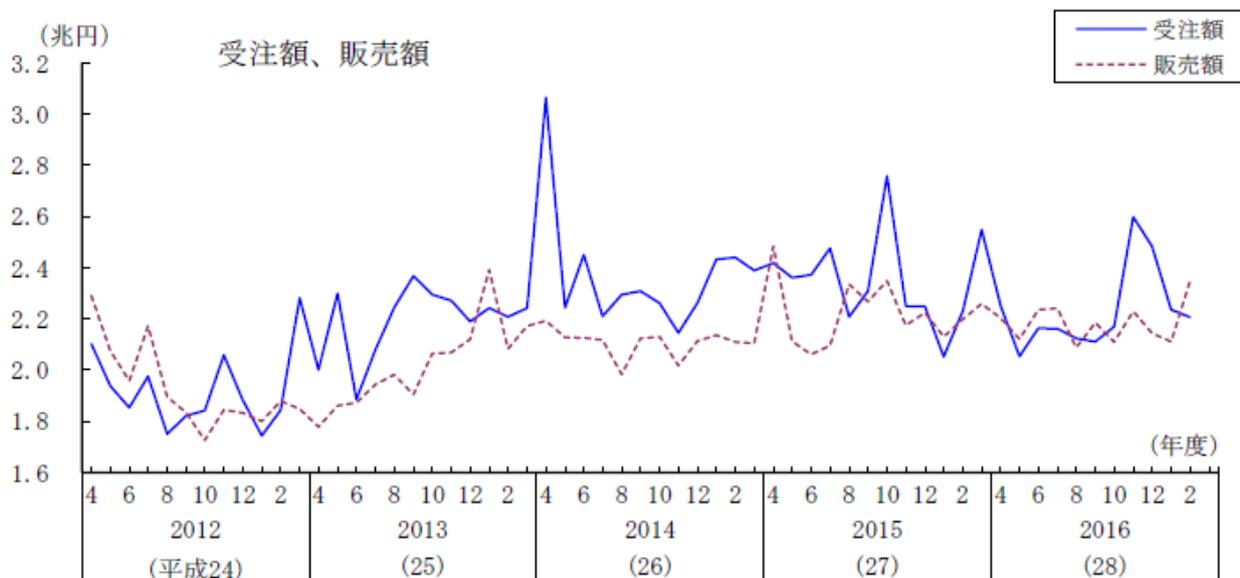
一方、非製造業からの受注を前月比でみると、合計では、1月23.3%減の後、2月は10.4%増となった。

2月の受注を業種別にみると、前月比で増加したのは12業種中、リース業(44.8%増)、卸売業・小売業(25.7%増)等の6業種で、不動産業(41.5%減)、通信業(31.4%減)等の6業種は減少となった。

3 販売額、受注残高、手持月数(季節調整値)

2月の販売額は2兆3,476億円(前月比11.2%増)で、前3か月平均販売額は2兆2,012億円(同1.8%増)となり、受注残高は29兆5,311億円(同0.4%減)となった。この結果、手持月数は13.4か月となり、前月差で0.3か月減少した。

受注額、販売額、受注残高(総額、季節調整値)



機械受注統計調査報告(平成29年2月実績)の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



ビジネスにおけるルールが変わる！ 企業活動に影響を 及ぼす民法改正

- 1.民法改正の背景と改正項目
- 2.契約に影響を与える定型約款と消滅時効
- 3.変更される法定利率と保証人の取扱い
- 4.制限が緩やかになった債権譲渡



■参考文献

- 「民法大改正ガイドブック」 (ダイヤモンド社)
「民法改正でくらし・ビジネスはこう変わる」 (中央経済社)
「要点解説 民法改正」 (清文社)

1

民法改正の背景と改正項目

■ 民法が改正となった背景

現行民法の原型は、明治 29 年に制定されました。以後、成年後見、根抵当、個人保証、および条文のカタカナ表記からひらがな表記への改正など、一部改正されてきましたが、ほぼ制定当時のまま約 120 年が経過しています。

その結果、今の民法は現代の社会生活や経済活動と合わなくなってきたという実態が出てきており、現在の社会生活等に合わせるために改正されようとしています。

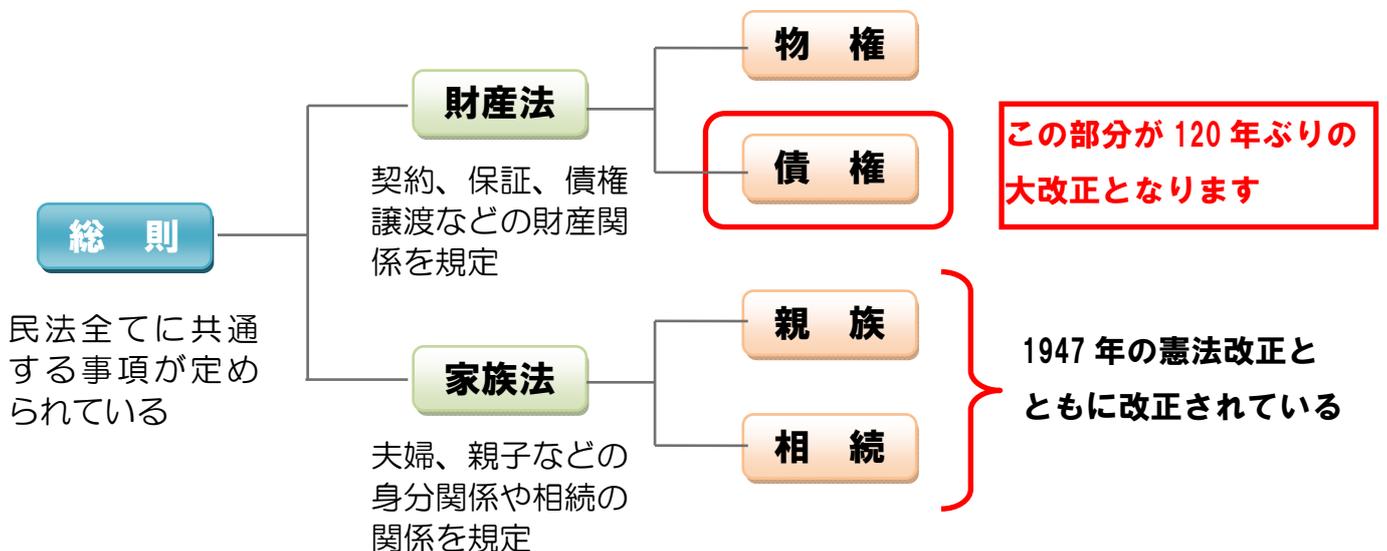
政府は、2016 年 3 月に民法改正法案を国会に提出したものの他の重要法案の審議が優先されたことなどから本法案についての審議は見送られていました。その後、同年秋より再度民法改正について再び議論が進められています。

今回の民法改正は、ビジネスの場面において関わる可能性のある債権関連の部分が大幅に改正されますので、本レポートにおいては、企業に影響の出る可能性のある改正事項について解説しますので参考にいただければ幸いです。

■ 民法改正の背景

- 制定から 120 年経過しており、現代の社会生活に合わなくなっている
- 契約形態の変化（ネットによる売買など）
- 現行民法の意味が分かりにくい

■ 民法の構成



2

契約に影響を与える定型約款と消滅時効

■「約款」とは何か

現代社会においては、預金取引など定型的な取引を大量に行う場合に、迅速かつ効率的に取引を行う必要があります。そのため多くの場合、個別に契約を結ぶことなく、定型的な条項を約款として定めています。

その約款に記載されている内容については、当事者間で個別に交渉されることがないのが普通です。

したがって、約款については、当事者間の合意がないとも考えられ、効力に疑義が生じかねませんでした。しかしながら、取引をスムーズに行っていくためにも、約款は現代社会の取引において必要なものと考えられてきており、そのために約款の位置づけを明確にすることが必要である、ということが議論されてきました。

■「定型約款」の制定

(1)「定型約款」が検討された理由

改正前の民法では、約款についてのルールが存在していなかったため、保険契約やネット通販などの取引を行うケースなどにおいて、実際にトラブルが多発しています。

約款は、事業者によってあらかじめ作成されるものであるため、消費者にとって不利な条項が盛り込まれる結果になりやすいと指摘されています。

一方では、大量取引をスムーズに行うためにも約款自体は必要とされています。このようなことから、トラブルを回避し、かつ約款の位置づけを明確にするために「定型約款」についてのルール化が検討されてきました。

【約款が用いられている取引例】

- 預金規定
- クレジットカードの利用規約
- 保険約款
- 公共料金
- インターネット通販 など

【変更後】

法的根拠がないため（＝明文化されていない）企業や業種ごとに異なっていたり、悪質条項（不当条項など）が混在しているために、民法で明文化。

- 約款の定義の明確化
- 約款内容の変更時にも消費者を保護

(2)民法改正でルール化される「定型約款」の要件

今回の改正では、「定型約款」という概念が定められました。定型約款とは、相手方が不特定多数であって、定型的な取引において、契約内容を補充するために、契約当事者のいずれか一方により準備された条項のことをいいます。

3

変更される法定利率と保証人の取扱い

■ 法定利率の見直し

(1) 実勢に合わせた法定利率の見直し

① 法定利率は固定制から変動性へ

改正前の民法第404条では、「利息を生ずべき債権については別段の意思表示がないときは、その利率は年5分（二年率5%）とする」とされています。

しかし、国内銀行の貸出約定平均金利が年1%程度、住宅ローンが年2%前後、無担保のマイカーローンや教育ローンなどの消費性ローンでも年3~5%程度まで下がっており、法定利率と実勢利率の乖離が指摘されてきました。

以前、預金金利が5%程度あった時代においては、実情に合った利率でしたが、実態に合わなくなってきたために見直しされることとなります。

改正民法では、法定利率の年5%の固定制を改め、短期（貸付期間が1年未満）の市場金利に連動する変動性になります。

変動性といっても当初は年3%とし、以後3年毎に利率が見直しされます。この見直しによって、実勢利率との乖離を防ぐことが可能となります。

留意点としては、いったん利息が生じた最初の時点の法定利率が以後適用されますので、途中で法定利率の見直しがあったとしても、途中で変動することはありません。

■ 法定利率の見直し概要

| 現行民法 | 新民法 |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 年5% （ただし、商取引の場面における 商事法定利率は年6%） | 当初は年3% 以後3年毎に利率を見直し （ただし、利息が生じた最初の時点の 法定利率が以後適用される） |

② 法定利率が適用される場面

この法定利率の規定は任意規定であるため、実務上では契約の場面では、利率はそれぞれ定めた利率で約定されており、法定利率が適用されることはあまりありません。

法定利率が機能する場面としては、①利率について取り決めをしないことが多い関連当事者間の取引、②遅延損害金の請求、そして③人身損害賠償における逸失利益を計算する中間利息控除の際の利率などが考えられます。

法定利率は、特に損害賠償等において大きく関わるのが考えられます。なお、利息制限法では金銭消費貸借における約定利息の制限利率を年率15~20%としており、今般の法定利率年3%への引き下げに対応させるならば、利息制限法の制限利率の引き下げについても議論される可能性はあるといえます。

4

制限が緩やかになった債権譲渡

■ 債権譲渡に関する条文が改正された背景

債権譲渡とは、債権者が誰か（譲受人）に債権を譲り渡すことです。債権は原則として自由に譲渡することは可能ですが、現行民法では債権者と債務者間で債権譲渡を禁止（譲渡禁止特約）することを定めることも可能です。

譲渡禁止特約は、債権が消費者金融など苛酷な取立てをする第三者に譲渡されることを防止し、弱い立場に置かれている債務者を保護するために設けられたものとされています。

一方で、債権者側としては、譲渡禁止特約によって、債権譲渡という資金調達手段が取れず、資金調達の支障になっているという指摘がされていました。

このことから、特に中小企業による資金調達の可能性を拡充するためにも債権譲渡の制限が緩やかになりました。

■ 債権譲渡制限特約とは

改正民法では、債権者と債務者双方の利益を著しく損なうことを回避するために譲渡禁止特約から、譲渡制限特約に改められました。

これにより、債務者は債権者に対して、債権譲渡することを制限や禁止させることは可能ですが、その制限に反して債権譲渡されたとしても有効となります。債権者にとっては、債権回収手段や債権の有効活用の道が広がりました。

今回の改正によって、債務者側にとっては、不利益になる可能性もあるため、譲渡制限特約付の債権が譲渡された場合には、債務者は譲渡された債権に相当する金銭を供託することにより、債務から免れることができるようになります。

■ 譲渡制限特約が締結されていても債権譲渡が可能になる



レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:企業運営 > 日本版SOX法

内部統制の定義

内部統制とはどんな内容ですか。
その定義を教えてください。

①内部統制とは

企業における内部統制は、健全な企業経営や慎重な業務を遂行するために各業務で所定の基準や手続きを定め、それに基づいた管理・監視・保障を行うために企業内部に構築される仕組みです。人間が生きていく上で、体内の血管や神経が不可欠のように、企業内部に構築された内部統制は、企業が永続していくために不可欠な役割を果たします。

②内部統制の定義とは

【内部統制の4つの目的】

- 業務の有効性と効率性
- 財務報告の信頼性
- 法令等の遵守
- 資産の保全

【内部統制の6つの基本要素】

- 統制環境
- リスクの評価と対応
- 統制活動
- 情報の伝達
- モニタリング（監視活動）
- ITへの対応

③内部統制のメリットとデメリット

(1) メリット

【内部統制によるメリット】

- 企業が適切な内部統制を構築することで、不正や横領等を防止する効果が期待できる
- 企業の法規遵守（コンプライアンス）を促進する

上記の事象により企業の知名度が上がることによって、下記のようなメリットも期待できます。

- 資金調達円滑化
- 取引関係、採用円滑化
- 信用力の向上

(2) デメリット

【内部統制の構築に伴うデメリット】

- 内部統制構築費用、監査費用等の企業のコスト負担の増大
- 企業にとって事務負担が重すぎる（業務効率が悪くなる）
- 財務諸表監査報告書と内部統制監査報告書という2つの意見を表明することによって投資家の混乱を招くことになる

その他、下記のデメリットなども考えられます。

- 業績向上・企業価値向上へのプレッシャー
- 支配権の希薄化
- 買収リスク
- 社会的責任増加



ジャンル:企業運営 > 日本版SOX法

内部統制が定める文書化方法

内部統制が定める文書化とその手順について教えてください。

内部統制を評価するためには、経営者は自社の内部統制の状況を客観的に見渡せるように内部体制の「文書化」を実施する必要があります。企業会計審議会の公開草案では、内部統制の文書化という言葉は使用されていませんが、これは、すでに文書化が完了している状態から内部統制評価を開始しているためと考えられます。

内部統制の文書化は、一般的に「①業務記述書」「②フローチャート」「③リスクコントロール・マトリクス」の3つの文書が用いられます。

①業務記述書

内部統制評価の対象となる社内業務を洗い出し、各部署が行う業務内容や手順を記述するものです。記載内容は「担当者の所属」「承認者の所属、役職」「売上の計上基準」「関係書類の名称と作成のタイミング」「関係する規程類の名称」「業務の手順」等の項目です。

②フローチャート

次に、それぞれの業務の流れを「フローチャート」の形式で可視化します。

「業務フローチャート」の作成は、下記の3つのポイントに留意する必要があります。

- イ) 財務報告の信頼性に繋げるため、勘定科目との関連性が明確であること
- ロ) リスクとそれに対応するコントロールが組み込まれていること
- ハ) 業務アプリケーションは、ITにより支援されている場合が多く、IT統制に配慮されていること

③リスクコントロール・マトリクス(RCM)

リスクコントロール・マトリクス(以下 RCMと略す)は、リスク・アプローチによる内部統制の評価及び監査に特有の文書を指します。内部監査部門や経営者そして外部監査人が、内部統制の評価や監査に当たって拠り所とする重要な文書の1つです。RCMを整備することは、評価や監査の作業効率の向上に寄与し、課題となっているSOX法遵守工数/コストの削減にも有効です。作成上のポイントは下記5つの項目が考えられます。

- イ) 重要な勘定科目との関連
- ロ) 経営者の主張との関連
- ハ) 業務フローチャート上のリスクとコントロール
- ニ) コントロールのタイプ

(予防的統制か発見的統制、手作業による統制、コンピュータによる統制 等)

- ホ) IT統制への配慮